

利益相反の開示について

投稿者と他組織との関係についての情報を開示することを目的に、『産業精神保健』投稿票の記入を行うこと。入力する情報は正確で、すべての情報が網羅されていなければならない。下記4つの項目について開示すること。

① 現在投稿中の論文について

論文の立案・計画段階から現在に至るまで、研究を遂行するために、直接または所属機関経由で間接的に受けたサポートについて記載すること。「いいえ」にチェックをした場合、投稿者は、いかなる第三者からも一切の経済的支援を受けずにその研究を行った、ということになる。つまり、その研究に要した経費は、投稿者の給与を支払っているのと同機関が負担し、その機関は投稿者に支払うために第三者から資金を受け取っていないことを示す。

もし、投稿者やその所属する機関が、公的な助成機関、慈善団体、民間のスポンサーなどの第三者から、当該研究支援のための資金を受け取った場合には、「はい」にチェックをすること。

② 投稿中の論文とは直接関係のない経済活動

投稿者と生物医学分野関連の組織との経済的な関係について記載し、当該研究に広く関連するとみなされる組織との相関についてすべて開示すること。

例えば、投稿者の論文が抗うつ薬の試験をするものである場合、投稿者は、向精神薬やうつ病の関連分野だけにとどまらず、精神障害の診断・治療全般を追求している組織との関係をすべて報告するべきであるということになる。

報告対象となる期間は、投稿時から遡って過去36ヵ月間で、直接、投稿者または代理として所属機関に支払われた（または支払われる見込みの）収入の出处をすべて報告すること。

単にその研究のスポンサーであった組織から受け取ったお金だけでなく、投稿論文に関連する組織から受け取ったすべてのお金を含む。またここでは、投稿論文以外の投稿者と研究スポンサーとの関係も記載すること。疑問に思った場合には、関係を開示する方が望ましい。

投稿論文以外の研究に対して受け取った助成金については、掲載済の論文によって経済的に影響を受けたとみなされ得る組織（例えば、製薬会社や、その研究結果により経済的利益を受けるとみなされ得る組織から助成を受けている財団など）からのもののみを開

示すること。なお、公的機関、慈善団体、学術機関などの公的な資金提供元については開示の必要はない。例えば、投稿者が関与した研究のスポンサーが公的機関で、薬剤は製薬会社から提供された場合、製薬会社のみをリストに記載する。

③ 知的財産

特許や著作権（出願中，登録済，ライセンス済，特許権使用料の有無）について記載すること。

④ 上記①～③に含まれない関係

その他，投稿者が論文に書いたことに影響を及ぼしたと読者にみなされる，または潜在的に影響を及ぼしかねないと読者にみなされる可能性がある場合は，ここでその関係や活動について報告すること。

以上.